

秋田地方最低賃金審議会
令和3年度第2回 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和3年9月29日(水) 9:55~11:20

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者 公 益 委 員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。

<労働者側委員主張>

自動車産業は広範な関連産業を持ち、日本の基幹産業として日本経済や雇用確保に大きく貢献するものであるが、秋田県内においても同様である。秋田県は人口減少が著しく、少子高齢化が加速しており、自動車産業においても「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現し、労働者の意欲・活力を高めていくことが必要不可欠であり、若い活力のある優秀な人材の流出を防ぐためにも特定最低賃金を着実に向上させていく責任が労使ともにある。今年度は県最賃が30円引上げとなったが、地域別最低賃金に対する特定最低賃金の優位性は維持すべきである。

<使用者側委員主張>

自動車業界は、100年に1度の変革期を迎えているが、新型コロナウイルスの世界的な大流行によって事業環境は一変し、加えて半導体供給不足も回復の見通しは立っていない。カーボンニュートラルは自動車業界の競争ルールを大きく変え、脱炭素社会を支えるエコシステム構築への取り組みがカギとなる。車を社会インフラの一部とみなし、脱炭素社会や街づくりに貢献する新しいビジネスの創造やIT業界や電機業界などの異業種企業、自治体を中心としたインフラ社会との連携が不可欠になる。自動車業界は激変の波にさらされており、最低賃金の引上げは厳しい。

<審議結果>

その後個別協議(公労会議、公使会議)を行った。その結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金について、30円引上げて時間額を907円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (3) 事務局から他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明があった。